

厚生労働省 三重労働局発表
令和元年 12 月 25 日(水)
午後 4 時 解禁

報道関係者各位

職業安定部職業対策課

課 長 浦 幸生
課長補佐 村上 裕行
地方障害者雇用担当官 寺尾 里佳
☎059-226-2306

令和元年 障害者雇用状況の集計結果 三重県内の民間企業における障害者実雇用率は 2.26% ～ 6 年連続で過去最高を更新 ～

三重労働局では、このほど、県内の民間企業や公的機関などにおける令和元年の「障害者雇用状況」集計結果を取りまとめましたので、公表します。

障害者雇用促進法では、事業主に対し常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率、民間企業の場合は 2.2%）以上の障害者を雇うことを義務付けています。

今回の集計結果は、同法に基づき、毎年 6 月 1 日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について、障害者の雇用義務のある事業主などに報告を求め、それを集計したものです。

【集計結果の主なポイント】（令和元年 6 月 1 日現在）

＜民間企業＞（法定雇用率 2.2%）

- ・実雇用率は 2.26% と 6 年連続で過去最高を更新する等着実に進展した。
前年から 0.06 ポイント上昇。【全国 21 位】（前年 19 位タイ）（全国 2.11%，対前年比 0.06 ポイント上昇）
- ・雇用障害者数は、4,439.0 人。（昨年は 4,259.5 人で、179.5 人 4.2% 増）
- ・法定雇用率達成企業の割合は 58.3% と 0.2 ポイント前年を上回った。
【全国 14 位】（前年は 9 位 58.1%）（全国 48.0%，対前年比 2.1 ポイント上昇）

＜公的機関＞（法定雇用率 2.5%、県教育委員会は 2.4%）（ ）内は前年数値

- ・県の機関：雇用障害者数 167.0 人（151.0 人）、実雇用率 3.03%（2.73%）
県の 3 機関（知事部局、病院事業庁、企業庁）は、いずれも法定雇用率を達成した。
- ・三重県警察：雇用障害者数 13.0 人（4.5 人） 実雇用率 2.64%（0.91%）で
法定雇用率を達成した。
- ・三重県教育委員会：雇用障害者数 284.5 人（232.0 人） 実雇用率 2.29%（2.15%）
不足数 13.5 人（26.0 人）で法定雇用率未達成であった。
- ・市町等の機関：雇用障害者数 477.0 人（428.5 人）、実雇用率 2.25%（2.44%）
市町等の 47 対象機関全体で、雇用障害者数は前年を上回ったが、実雇用率は前年を下回った。16 機関が法定雇用率未達成（うち 4 機関は現在不足解消）。

三重労働局・ハローワークの取組み

三重労働局・ハローワークは、県内の障害者雇用率の更なる向上、未達成企業、機関の解消に向けての支援を継続してまいります。

障害者雇用状況報告の集計結果（概要）

1 民間企業における雇用状況

○ 雇用されている障害者の数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合

〔P6 第1表〕〔P14(1)〕

- ・ 民間企業（三重県内に本社がある 45.5 人以上規模の企業：法定雇用率 2.2%）に雇用されている障害者の数は 4,439.0 人で、前年より 4.2%（179.5 人）増加し、過去最高を更新した。
- ・ 雇用者のうち、身体障害者は 2,696.5 人（対前年比 1.9%増）、知的障害者は 1,021.0 人（同 6.6%増）、精神障害者は 721.5 人（同 10.2%増）とすべての種別で増加した。
- ・ 実雇用率は 2.26%（前年は 2.20%）、法定雇用率達成企業の割合は、58.3%（同 58.1%）となった。



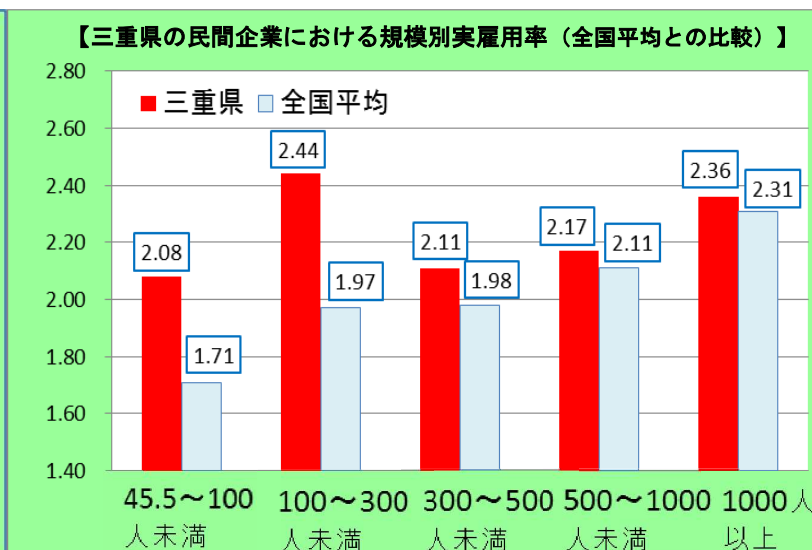
○ 企業規模別の状況〔P6 第2表〕

- ・ 企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、45.5～100 人未満規模企業で 909.5 人、100～300 人未満で 1,578.5 人、300～500 人未満で 593.5 人、500～1,000 人未満で 633.0 人と前年を上回り、1,000 人以上では 724.5 人と同数であった。
- ・ 実雇用率は、45.5～100 人未満、100～300 人未満、300～500 人未満、500～1,000 人未満、1,000 人以上規模企業のいずれの規模においても前年を上回った。企業全体の実雇用率 2.26%と比較すると、100～300 人未満(2.44%)、1,000 人以上規模企業(2.36%)については上回り、45.5～100 人未満(2.08%)、300～500 人未満(2.11%)、500 人～1,000 人未満規模(2.17%)については下回った。

- ・法定雇用率達成企業の割合は、100～300人未満が66.4%、300～500人未満が61.7%、と前年を上回り、45.5～100人未満規模企業が53.2%、500～1,000人未満が47.7%、1,000人以上が75.0%で前年を下回った。



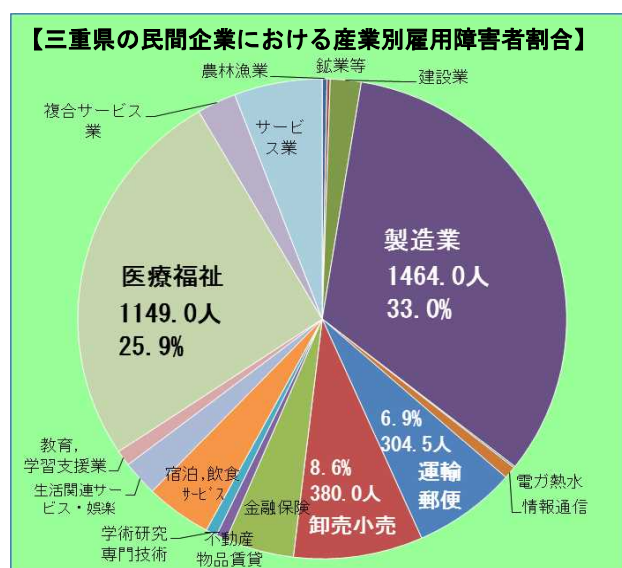
※注①



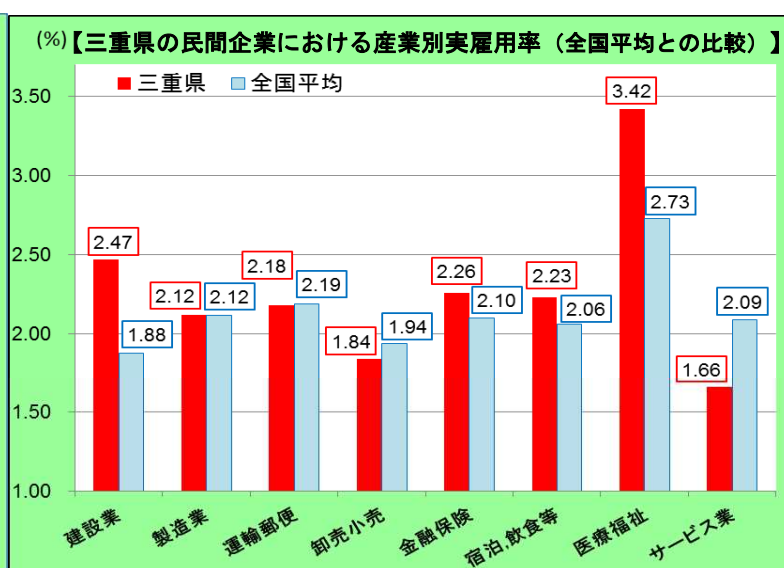
※注①

○ 産業別の状況〔P7 第3表〕

- ・産業別にみると、雇用されている障害者の数は、「製造業」、「医療、福祉」、「卸売業、小売業」、「運輸・郵便業」などで多く、対前年比で「卸売業、小売業」は1.7%、「医療、福祉」は1.3%、「製造業」は5.8%、「運輸・郵便業」は5.4%といずれも増加となっている。
- ・実雇用率では、「医療、福祉」（3.42%）、「建設業」（2.47%）、「金融保険」（2.26%）、「宿泊、飲食サービス」（2.23%）で、法定雇用率をクリアした。



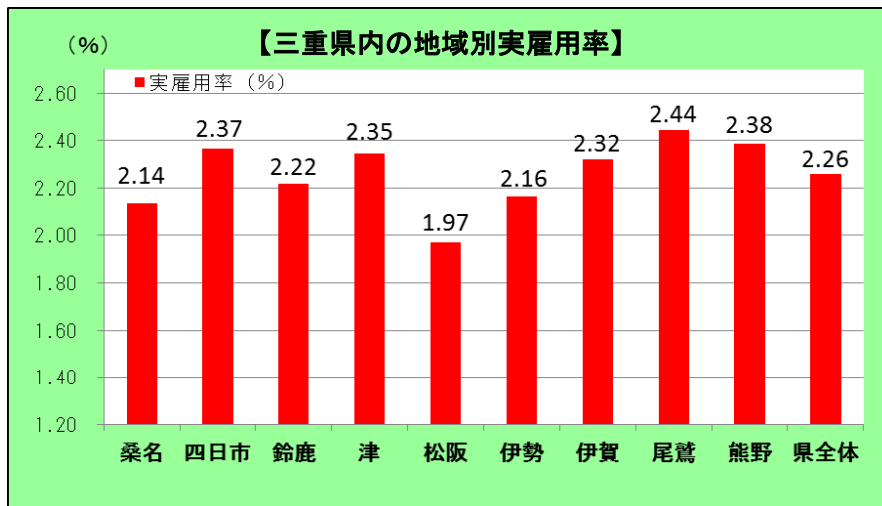
※注①



※注①

○地域別の状況（ハローワーク管内別）

- ・地域別にみると、報告対象企業数は、四日市で 305 件、津で 237 件と両地域で全体の 44.4%を占めている。
- ・雇用されている障害者の数は、四日市で 1,367.5 人、津で 977.5 人と両地域で全体の 52.8%と過半数を占めている。
- ・実雇用率は、桑名(2.14%)、四日市(2.37%)、鈴鹿(2.22%)、津(2.35%)、松阪(1.97%)、伊勢(2.16%)、伊賀(2.32%)、尾鷲(2.44%)、熊野(2.38%)と、四日市、鈴鹿、津、伊賀、尾鷲、熊野では法定雇用率を上回り、桑名、松阪、伊勢では法定雇用率を下回った。



※注①・②

【三重県の民間企業における地域別の障害者雇用状況】

	桑名	四日市	鈴鹿	津	松阪	伊勢	伊賀	尾鷲	熊野	県全体
対象事業所数(件)	144	305	129	237	145	132	95	17	17	1,221
算定基礎となる労働者数(人)	24,163.0	57,798.5	18,815.0	41,673.0	19,147.5	17,715.0	13,167.0	1,862.0	2,034.0	196,375.0
障害者数(人)	516.0	1,367.5	417.5	977.5	377.5	383.5	305.5	45.5	48.5	4,439.0
実雇用率 (%)	2.14	2.37	2.22	2.35	1.97	2.16	2.32	2.44	2.38	2.26
達成企業数(件)	82	168	67	146	80	73	69	11	16	712
達成企業の割合 (%)	56.9	55.1	51.9	61.6	55.2	55.3	72.6	64.7	94.1	58.3

※注①・②

○法定雇用率未達成企業の状況〔P15(2)表〕

- ・令和元年の法定雇用率未達成企業は 509 社。そのうち、不足数が 0.5 人または 1 人である企業(1 人不足企業)は 380 社であり、未達成企業の 74.7%と 8 割弱を占めている。
- ・また、障害者を 1 人も雇用していない企業(0 人雇用企業)は 309 社であり、未達成企業に占める割合は、60.7%となっている。

注①：「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計数である。

平成 17 年度まで：身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
重度身体障害者である短時間労働者、重度知的障害者である短時間労働者

平成 18 年度以降：身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
重度身体障害者である短時間労働者、重度知的障害者である短時間労働者、精神障害者
精神障害者である短時間労働者（精神障害者である短時間労働者は 0.5 人でカウント）

平成 23 年度以降：身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
重度身体障害者である短時間労働者、重度知的障害者である短時間労働者、精神障害者

身体障害者である短時間労働者（身体障害者である短時間労働者は 0.5 人でカウント）

知的障害者である短時間労働者（知的障害者である短時間労働者は 0.5 人でカウント）

精神障害者である短時間労働者（精神障害者である短時間労働者は 0.5 人でカウント）

ただし、平成 30 年度以降は精神障害者である短時間勤務労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、1 人分とカウントしている。

① 通報年の 3 年前の年に属する 6 月 2 日以降に採用された者であること。

② 通報年の 3 年前の年に属する 6 月 2 日より前に採用された者で、同日以降に精神障害者保健福祉手帳を取得したものであること。

注②：地域別の状況は、企業の主たる事務所（特例子会社等の認定を受けている企業にあっては、その親会社の主たる事務所）が所在するハローワークにおいて、集計したものである。

2 公的機関における在職状況

(1) 県の機関（法定雇用率 2.5%）〔P8 第 4 表〕

県の機関（知事部局、病院事業庁、企業庁）に在職している障害者の数は 167.0 人で、実雇用率は 3.03%と、前年に比べ 0.3 ポイント上回った。3 機関の全てで達成。

(2) 三重県警察（法定雇用率 2.5%）〔P8 第 4 表〕

三重県警察に在籍している障害者数は 13.0 人で、前年より 8.5 人増加し、実雇用率 2.64%（前年比 1.73 ポイント増）と達成している。

(3) 三重県教育委員会（法定雇用率 2.4%）〔P8 第 4 表〕

三重県教育委員会に在職している障害者数は 284.5 人で、前年より 52.5 人増加し、実雇用率 2.29%（前年比 0.14 ポイント増）であり、法定雇用率は未達成で、13.5 人不足であった。（前年度は 26.0 人不足）

(4) 市町等の機関（法定雇用率 2.5%）〔P9 第 5 表〕

県内の市町等の 47 機関（市町 29、市町教育委員会 10、公営企業 5、地方公共団体の組合 3）に在職している障害者数は 477.0 人で、前年より 48.5 人増加し、実雇用率は 2.25%と、前年に比べ 0.19 ポイント下回った。47 機関のうち 16 機関が未達成。（前年は 47 機関中 12 機関が未達成）

【未達成の機関】

四日市市、津市、伊勢市（現在達成）、鳥羽市、志摩市、熊野市、多気町（現在達成）、大紀町（現在達成）、紀宝町、市立四日市病院、紀南病院組合（現在達成）、伊勢市教育委員会、熊野市教育委員会、川越町教育委員会、明和町教育委員会、紀宝町教育委員会

3 地方独立行政法人等における雇用状況

〔P10 第 6 表〕

地方独立行政法人等（法定雇用率 2.5%）に雇用されている障害者の数は 90.5 人で、前年より 3.5 人増加し、実雇用率は 2.61%と、前年に比べ 0.04 ポイント上回った。

(第1表) 民間企業における障害者の雇用状況

(令和元年6月1日現在)

(令和元年6月1日現在)

区分	企業数	法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	障害者の数					実雇用率	雇用率達成企業の割合
			A重度障害者	B重度障害者以外の障害者	C短時間障害者		合計(A×2+B+((C-D)×0.5))+D)		
					D Cのうち注③に該当する者				
	企業	人	人	人	人	人	人	%	%
一般の民間企業 〔2.2 %〕	1,221	196,375.0	868.0	2,205.0	786.0	210.0	4,439.0	2.26	58.3
	(1,201)	(193,748.5)	(832.0)	(2,107.0)	(774.0)	(203.0)	(4,259.5)	(2.20)	(58.1)

注) 1 常用労働者とは、常用労働者総数から除外率相当数を除いた法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数である。

注) 2 障害者の数とは、身体障害者と知的障害者と精神障害者の計である。A欄の重度障害者(重度身体障害者及び重度知的障害者)

については、ダブルカウントしている。B欄の「重度障害者以外の障害者」には、重度障害者である短時間労働者

の数が含まれている。C欄の「短時間障害者」には身体・知的・精神障害者である短時間労働者1人の数を0.5としてカウントしている。

注) 3 精神障害者である短時間労働者であって、平成28年6月2日以降に採用された者、平成28年6月2日より前に採用された者で、

同日以降に精神障害者保健福祉手帳を取得した者のいずれかに該当する者である。

注) 4 ()内は、平成30年6月1日現在の数値である。

(第2表) 一般民間企業における規模別障害者の雇用状況

(令和元年6月1日現在)

事項 規模別	企業数	法定雇用障害者数の算 定の基礎となる労働者 数	障害者の数					実雇用率	雇用率達成 企業の割合
			A重度障害者	B重度障害者 以外の障害者	C短時間障害者		合計(A×2+B+[(C-D) ×0.5])+D)		
					D Cのうち注③に該当する者				
人	企業	人	人	人	人	人	人	%	%
45.5～100人未 満	667	43,799.5	146	445	264.0	81.0	909.5	2.08	53.2
	(653)	(43,268.0)	(129)	(458)	(259.0)	(77.0)	(884.0)	(2.04)	(54.4)
100～300人未 満	417	64,577.0	276	829	317.0	78.0	1,578.5	2.44	66.4
	(417)	(65,388.5)	(263)	(799)	(325.0)	(84.0)	(1,529.5)	(2.34)	(63.5)
300～500人未 満	81	28,157.5	129	294	66.0	17.0	593.5	2.11	61.7
	(78)	(27,334.5)	(127)	(280)	(53.0)	(13.0)	(567.0)	(2.07)	(61.5)
500～1000人未 満	44	29,119.5	141	303	73.0	23.0	633.0	2.17	47.7
	(40)	(26,081.5)	(129)	(254)	(69.0)	(16.0)	(554.5)	(2.13)	(50.0)
1000人以上	12	30,721.5	176	334	66.0	11.0	724.5	2.36	75.0
	(13)	(31,676.0)	(184)	(316)	(68.0)	(13.0)	(724.5)	(2.29)	(76.9)
計	1,221	196,375.0	868	2,205	786.0	210.0	4,439.0	2.26	58.3
	(1,201)	(193,748.5)	(832)	(2,107)	(774.0)	(203.0)	(4,259.5)	(2.20)	(58.1)

注) 第1表と同じ

(第3表) 一般民間企業における産業別障害者の雇用状況

(令和元年6月1日現在)

事項 産業別	企業数	法定雇用障害者数の 算定の基礎となる労働者数		障害者の数								実雇用率		雇用率達成 企業の割合	
				A重度障害者	B重度障害者 以外の障害者	C短時間障害者				合計(A×2+B+[(C- D)×0.5]+D)					
						D.Cのうち注3に該当する者									
農、林業、漁業	5 (5)	526.0 (514.5)	0 (0)	12 (11)	3.0 (3.0)	1.0 (1.0)	14.0 (13.0)	2.66 (2.53)	80.0 (60.0)						
鉱業、採石業、砂利 採取業	2 (2)	549.0 (548.0)	3 (2)	3 (4)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	9.0 (8.0)	1.64 (1.46)	50.0 (50.0)						
建設業	41 (39)	3,664.5 (3,664.5)	21 (23)	47 (42)	3.0 (2.0)	0.0 (0.0)	90.5 (89.0)	2.47 (2.43)	68.3 (74.4)						
製造業	380 (375)	69,042.0 (67,371.5)	334 (327)	751 (690)	69.0 (61.0)	21.0 (19.0)	1,464.0 (1384.0)	2.12 (2.05)	59.5 (58.7)						
食料品・たばこ	59 (62)	10,338.0 (10,445.0)	44 (45)	112 (125)	19.0 (18.0)	10.0 (8.0)	214.5 (228.0)	2.07 (2.18)	64.4 (67.7)						
繊維	9 (8)	873.5 (819.5)	6 (5)	11 (14)	3.0 (2.0)	0.0 (0.0)	24.5 (25.0)	2.80 (3.05)	77.8 (87.5)						
木材・家具	4 (4)	270.0 (273.0)	1 (0)	5 (3)	0.0 (1.0)	0.0 (0.0)	7.0 (3.5)	2.59 (1.28)	75.0 (75.0)						
パルプ・紙・印刷	8 (8)	698.0 (743.5)	4 (4)	3 (3)	1.0 (1.0)	0.0 (1.0)	11.5 (12.0)	1.65 (1.61)	37.5 (50.0)						
化学工業	46 (43)	6,827.5 (6,619.0)	26 (24)	68 (68)	5.0 (5.0)	0.0 (1.0)	122.5 (119.0)	1.79 (1.80)	54.3 (48.8)						
窯業・土石	17 (17)	2,549.0 (2,560.5)	15 (14)	29 (24)	2.0 (2.0)	1.0 (1.0)	60.5 (53.5)	2.37 (2.09)	64.7 (58.8)						
鉄鋼	4 (5)	451.0 (497.0)	1 (1)	4 (5)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	6.0 (7.0)	1.33 (1.41)	25.0 (40.0)						
非鉄金属	7 (8)	591.0 (764.5)	5 (5)	9 (10)	0.0 (1.0)	0.0 (0.0)	19.0 (20.5)	3.21 (2.68)	85.7 (75.0)						
金属製品	42 (40)	4,187.5 (3,944.0)	26 (23)	48 (37)	3.0 (2.0)	0.0 (0.0)	101.5 (84.0)	2.42 (2.13)	59.5 (57.5)						
電気機械	50 (48)	20,691.0 (20,473.0)	125 (126)	215 (200)	10.0 (9.0)	3.0 (1.0)	471.5 (457.0)	2.28 (2.23)	64.0 (58.3)						
その他機械	99 (97)	16,121.5 (15,308.0)	63 (61)	172 (150)	20.0 (14.0)	6.0 (5.0)	311.0 (281.5)	1.93 (1.84)	53.5 (55.7)						
その他	35 (35)	5,444.0 (4,924.5)	18 (19)	75 (51)	6.0 (6.0)	1.0 (2.0)	114.5 (93.0)	2.10 (1.89)	62.9 (57.1)						
電気・ガス・熱供給	2 (2)	247.5 (247.5)	0 (0)	4 (6)	1.0 (1.0)	0.0 (0.0)	4.5 (6.5)	1.82 (2.63)	50.0 (100.0)						
情報通信業	18 (18)	2,904.0 (2,866.0)	9 (8)	18 (21)	2.0 (1.0)	0.0 (0.0)	37.0 (37.5)	1.27 (1.31)	44.4 (44.4)						
運輸業、郵便業	108 (102)	13,980.5 (14,388.0)	63 (61)	160 (152)	29.0 (24.0)	8.0 (6.0)	304.5 (289.0)	2.18 (2.01)	70.4 (62.7)						
卸売業、小売業	138 (136)	20,677.5 (20,913.0)	73 (71)	190 (193)	75.0 (68.0)	13.0 (9.0)	380.0 (373.5)	1.84 (1.79)	40.6 (44.9)						
金融業、保険業	12 (13)	8,917.0 (9,126.0)	43 (46)	102 (93)	24.0 (29.0)	3.0 (3.0)	201.5 (201.0)	2.26 (2.20)	66.7 (76.9)						
不動産業、物品賃 貸業	11 (12)	1,501.0 (1,592.0)	8 (7)	12 (15)	5.0 (1.0)	1.0 (1.0)	31.0 (30.0)	2.07 (1.88)	72.7 (58.3)						
学術研究、専門・技 術サービス業	17 (19)	2,204.0 (2,284.5)	7 (7)	16 (13)	4.0 (3.0)	2.0 (0.0)	33.0 (28.5)	1.50 (1.25)	47.1 (42.1)						
宿泊業、飲食サー ビス業	37 (33)	8,733.5 (8,492.0)	41 (41)	86 (82)	44.0 (42.0)	9.0 (10.0)	194.5 (190.0)	2.23 (2.24)	59.5 (54.5)						
生活関連サービス 業、娯楽業	30 (28)	5,533.0 (4,717.5)	21 (15)	52 (47)	17.0 (20.0)	5.0 (6.0)	105.0 (90.0)	1.90 (1.91)	33.3 (39.3)						
教育、学習支援業	21 (22)	2,963.5 (2,884.5)	10 (6)	23 (23)	7.0 (8.0)	2.0 (1.0)	47.5 (39.5)	1.60 (1.37)	33.3 (36.4)						
医療、福祉	236 (230)	33,568.5 (32,981.5)	167 (158)	520 (511)	458.0 (474.0)	132.0 (141.0)	1149.0 (1134.5)	3.42 (3.44)	72.0 (71.7)						
複合サービス事業	16 (17)	5,765.5 (5,770.0)	24 (23)	55 (53)	16.0 (10.0)	8.0 (3.0)	115.0 (105.5)	1.99 (1.83)	50.0 (52.9)						
サービス業	147 (148)	15,598.0 (15,387.5)	44 (37)	154 (151)	29.0 (27.0)	5.0 (3.0)	259.0 (240.0)	1.66 (1.56)	48.3 (50.0)						
計	1,221 (1,201)	196,375.0 (193,748.5)	868 (832)	2,205 (2,107)	786.0 (774.0)	210.0 (203.0)	4,439.0 (4,259.5)	2.26 (2.20)	58.3 (58.1)						

注) 第1表と同じ

(第4表)

三重県の障害者雇用状況（法定雇用率2.5%）

（令和元年6月1日現在）

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備 考
三重県	5,196.5	153.5	2.95	0.0	注4.特例認定あり
三重県病院事業庁	177.5	6.0	3.38	0.0	
三重県企業庁	136.5	7.5	5.49	0.0	
計	5,510.5	167.0	3.03	0.0	

三重県警察の障害者雇用状況（法定雇用率2.5%）

（令和元年6月1日現在）

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備 考
三重県警察	492.5	13.0	2.64	0.0	

三重県教育委員会の障害者雇用状況（法定雇用率2.4%）

（令和元年6月1日現在）

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備 考
三重県教育委員会	12,431.0	284.5	2.29	13.5	

注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。

2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントしている。

また、短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者、短時間職員である精神障害者（平成28年6月2日以降に採用された者または平成28年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者）については1人を1カウントとしている。

さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

4 特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合、当該B機関に勤務する職員をA機関に勤務する職員とみなすものである。

三重県は、平成28年5月26日付けで三重県議会事務局と特例認定を受けている。

(第5表)

三重県内の各市町等の機関の障害者雇用状況(法定雇用率2.5%)

(令和元年6月1日現在)

市	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備 考
桑名市	910.5	29.0	3.19	0.0	注4.特例認定あり
いなべ市	595.5	16.0	2.69	0.0	注4.特例認定あり
四日市市	2,525.0	53.0	2.10	10.0	注4.特例認定あり
鈴鹿市	1,776.5	45.0	2.53	0.0	注4.特例認定あり
亀山市	319.5	8.0	2.50	0.0	
伊賀市	897.5	22.5	2.51	0.0	
名張市	706.5	20.0	2.83	0.0	
津市	3,402.0	56.5	1.66	28.5	注4.特例認定あり
松阪市	1,750.0	49.0	2.80	0.0	注4.特例認定あり
伊勢市	1,181.0	27.0	2.29	2.0	現在不足解消
鳥羽市	236.0	4.0	1.69	1.0	R2.4.1不足解消予定
志摩市	594.5	13.0	2.19	1.0	注4.特例認定あり
尾鷲市	318.0	8.0	2.52	0.0	
熊野市	349.5	4.0	1.14	4.0	
計	15,562.0	355.0	2.28	46.5	

町	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備 考
木曽岬町	74.5	1.0	1.34	0.0	
東員町	187.5	6.0	3.20	0.0	
菰野町	256.0	6.0	2.34	0.0	
朝日町	175.5	5.0	2.85	0.0	注4.特例認定あり
川越町	114.0	2.0	1.75	0.0	
明和町	150.5	4.0	2.66	0.0	
多気町	217.0	4.0	1.84	1.0	注4.特例認定あり 現在不足解消
玉城町	276.0	8.0	2.90	0.0	
度会町	123.0	3.0	2.44	0.0	
南伊勢町	290.0	7.5	2.59	0.0	
大紀町	152.0	2.0	1.32	1.0	現在不足解消
大台町	214.5	7.0	3.26	0.0	注4.特例認定あり
紀北町	335.5	14.0	4.17	0.0	
御浜町	143.5	3.0	2.09	0.0	
紀宝町	137.5	1.0	0.73	2.0	
計	2,847.0	73.5	2.58	4.0	

市町の関係機関	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備 考
四日市市上下水道局	228.0	5.5	2.41	0.0	
伊賀市水道部	52.0	1.0	1.92	0.0	
市立伊勢総合病院	285.5	8.0	2.80	0.0	
市立四日市病院	556.0	10.0	1.80	3.0	
四日市港管理組合	105.0	2.0	1.90	0.0	
亀山市立医療センター	45.0	1.0	2.22	0.0	
紀南病院組合	306.0	6.0	1.96	1.0	現在不足解消
紀北広域連合	58.0	2.0	3.45	0.0	
計	1,635.5	35.5	2.17	4.0	

市町等計	20,044.5	464.0	2.31	54.5	
------	----------	-------	------	------	--

教育委員会	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備 考
亀山市教育委員会	53.0	1.0	1.89	0.0	
伊賀市教育委員会	109.0	2.0	1.83	0.0	
名張市教育委員会	140.0	3.0	2.14	0.0	
伊勢市教育委員会	359.0	2.0	0.56	6.0	
尾鷲市教育委員会	80.5	3.0	3.73	0.0	
熊野市教育委員会	91.5	1.0	1.09	1.0	
東員町教育委員会	62.5	1.0	1.60	0.0	
川越町教育委員会	60.5	0.0	0.00	1.0	
明和町教育委員会	102.0	0.0	0.00	2.0	
紀宝町教育委員会	60.5	0.0	0.00	1.0	
計	1,118.5	13.0	1.16	11.0	
総 計	21,163.0	477.0	2.25	65.5	

(第6表)

地方独立行政法人等における雇用状況(法定雇用率2.5%)

地方独立行政法人	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備 考
桑名市総合医療センター	598.5	12.5	2.09	1.5	
三重県立看護大学	51.0	1.0	1.96	0.0	
三重県立総合医療センター	567.5	13.5	2.38	0.5	
三重県土地開発公社	40.0	1.0	2.50	0.0	
国立大学法人	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備 考
三重大学	2,207.0	62.5	2.83	0.0	
計	3,464.0	90.5	2.61	2.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントしている。
また、短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者、短時間職員である精神障害者(平成28年6月2日以降に採用された者または平成28年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者)については1人を1カウントとしている。
さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 特例認定とは、市町長部局とその他の機関(教育委員会等)の申請に基づき、労働局長の認定を受けた場合、その他の機関に勤務する職員を市町長部局に勤務する職員とみなすものである。
①四日市市は、平成15年5月19日付けで四日市教育委員会と特例認定を受けている。
②津市は、平成18年5月30日付けで津市教育委員会及び津市水道局と特例認定を受けている。
③桑名市は、平成21年5月29日付けで桑名市教育委員会及び桑名市水道部と特例認定を受けている。
④志摩市は、平成22年5月25日付けで志摩市教育委員会と特例認定を受けている。
⑤松阪市は、平成24年4月13日付けで松阪市教育委員会及び松阪市水道部と特例認定を受けている。
⑥鈴鹿市は、平成26年5月12日付けで鈴鹿市教育委員会及び鈴鹿市水道局と特例認定を受けている。
⑦多気町は、平成30年11月2日付けで多気町教育委員会と特例認定を受けている。
⑧大台町は、平成30年11月12日付けで大台町教育委員会と特例認定を受けている。
⑨いなべ市は、平成31年1月22日付けでいなべ市教育委員会と特例認定を受けている。
⑩朝日町は、令和元年5月21日付けで朝日町教育委員会と特例認定を受けている。

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である（なお、平成30年3月まで、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

- | | | |
|---------------|----|---|
| ○ 民間企業 | …… | <div style="display: inline-block; vertical-align: middle;"> <div style="display: inline-block; vertical-align: middle;"> <div style="display: inline-block; vertical-align: middle;"> <div style="display: inline-block; vertical-align: middle;"> 一般の民間企業 </div> <div style="display: inline-block; vertical-align: middle;"> (45.5人〔50人〕以上規模の企業) </div> </div> <div style="display: inline-block; vertical-align: middle;"> <div style="display: inline-block; vertical-align: middle;"> 特殊法人等 </div> <div style="display: inline-block; vertical-align: middle;"> 〔労働者数40人〔43.5人〕以上規模の特殊法人、
独立行政法人、国立大学法人等〕 </div> </div> </div> </div> <div style="display: inline-block; vertical-align: middle;"> 2. 2%〔2. 0%〕
2. 5%〔2. 3%〕 </div> |
| ○ 国、地方公共団体 | …… | 2. 5%〔2. 3%〕
(40人〔43.5人〕以上規模の機関) |
| ○ 都道府県等の教育委員会 | …… | 2. 4%〔2. 2%〕
(42人〔45.5〕以上規模の機関) |

※（ ）内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

※〔 〕内は、平成30年3月までの値である。

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

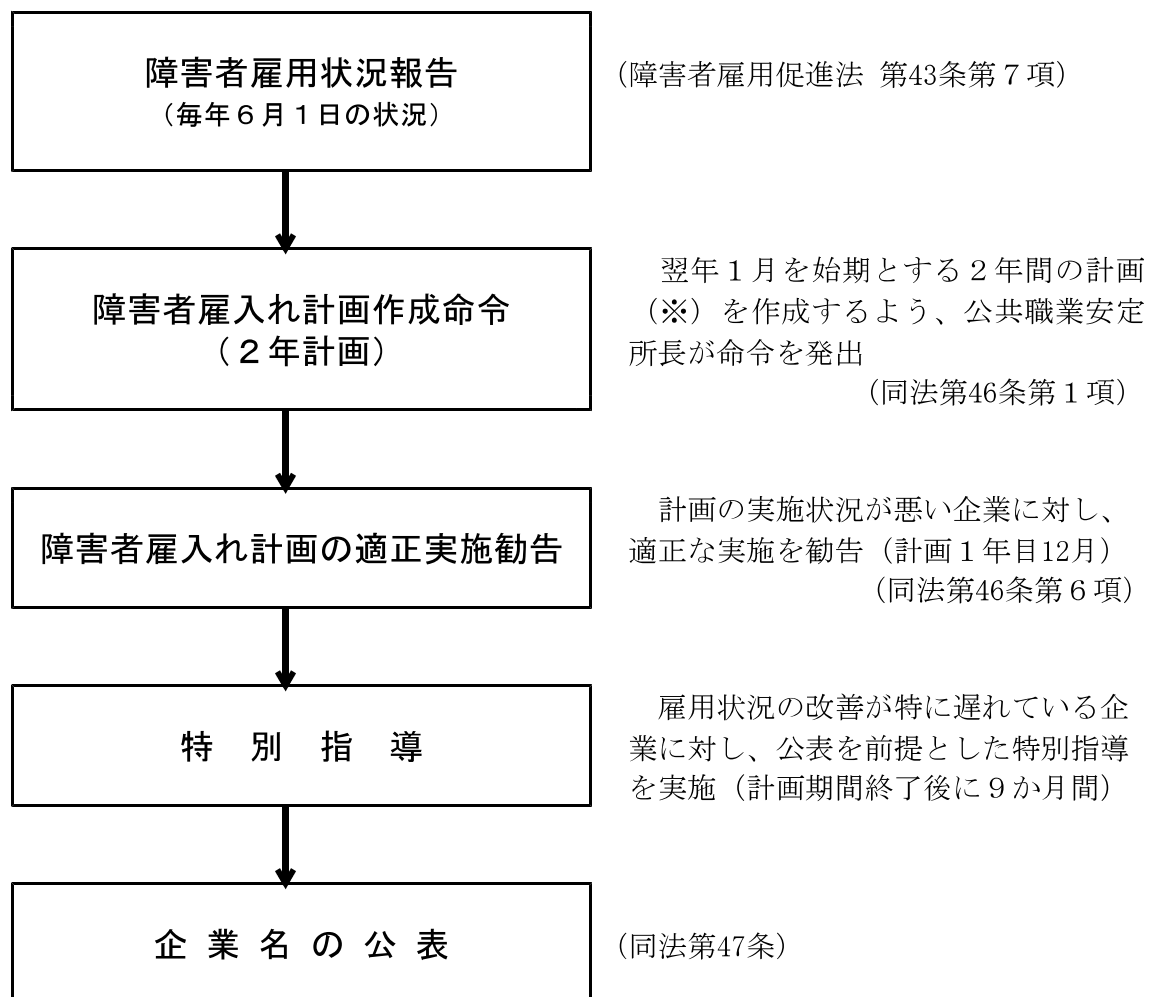
※ ただし、精神障害者である短時間勤務労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分としてカウントされる。

①通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること

②通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

◎ 障害者雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「障害者雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。



不足数の特に多い企業については、当該企業の幹部に対し、厚生労働省本省による直接指導も実施している。

〔指導実績〕

- 平成30年度の実績
 - * 「障害者雇入れ計画作成命令」の発出 430社(三重 1社)
 - * 障害者雇入れ計画の「適正実施勧告」 40社(三重 0社)
 - * 「特別指導」の実施 26社(三重 0社)
- 障害者雇入れ計画を実施中の企業(30年度) 190社(三重 2社)
- 企業名の公表
 - 18年度 2社、19年度 1社(再公表)、20年度 4社、
 - 21年度 7社(うち1社は再公表)、22年度 6社(うち2社は再公表)
 - 23年度 3社(うち1社は再公表)、24年度 0社、25年度 0社、
 - 26年度 8社、27年度 0社、28年度 2社、29年度 0社、
 - 30年度 0社

※平成24年1月1日以降の日を始期とする雇入れ計画から計画期間は3年間から2年間に短縮している。

令和元年6月1日現在における障害者の雇用状況（詳細表）

<目次>

1 三重県の民間企業における雇用状況（法定雇用率 2.2%）

- （1）概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
- （2）障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数・・・・・・・・・・15
- （3）都道府県別の実雇用率等の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
- （4）特例子会社の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17

2 三重県の地方公共団体等における障害者の在職状況

- （1）県の機関（法定雇用率 2.5%）・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
- （2）市町の機関（法定雇用率 2.5%）・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
- （3）県教育委員会の状況（法定雇用率 2.4%）・・・・・・・・・・・・・20

1 民間企業における雇用状況（法定雇用率2.2%）

(1) 概況

① 概況

① 区分	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数				④ 実雇用率 $F \div ② \times 100$	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
		A. 重度身体障害者及び知的障害者	B. 重度身体障害者及び知的障害者である労働者	C. 重度以外の身体障害者及び知的障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である労働者	E. Dのうち注5に該当する者の数		
民間企業	企業 1, 221 (1, 201)	人 196, 375. 0 (193, 748. 5)	人 868 (832)	人 237 (277)	人 1, 968 (1, 830)	人 210. 0 (203. 0)	人 587. 0 (632. 0)	% 2. 26 (2. 20) (58. 1)

② 障害種別雇用状況

① 区分	② 障害者の数		③ 身体障害者の数			④ 知的障害者の数			⑤ 精神障害者の数		
	a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である労働者	c. 重度身体障害者	d. 重度以外の身体障害者	e. 重度以外の身体障害者である労働者	f. 重度以外の知的障害者	g. うち新規雇用分	h. うち新規雇用分	i. 精神障害者	j. 精神障害者である労働者	k. 精神障害者である労働者
民間企業	人 4, 439. 0 (4, 259. 5)	人 667 (655)	人 165 (179)	人 1, 075 (1, 029)	人 245 (258)	人 2, 696. 5 (2, 647. 0)	人 235. 5 (271. 5)	人 201 (177)	人 72 (98)	人 443 (405)	人 208 (201)

[1 (1) ①表の注]

注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。

注2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。

注3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。

注4 G欄の「うち新規雇用分」は、平成30年6月2日から令和元年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

注5 精神障害者である短時間労働者であって、平成28年6月2日以降に採用された者、平成28年6月2日より前に採用された者で、同日以降に精神障害者保健福祉手帳を取得した者のいずれかに該当する者である。

注6 () 内は平成30年6月1日現在の数値である。

[1 (1) ②表の注]

注1 ①欄の「障害者の数」とは②③④のf欄の計である。

注2 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、f欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。

注3 ②③④d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、f欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。

注4 ②③のa,c欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、②③のb,d欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。

注5 ②③④g欄の「うち新規雇用分」は、平成30年6月2日から令和元年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

注6 精神障害者である短時間労働者であって、平成28年6月2日以降に採用された者、平成28年6月2日より前に採用された者で、同日以降に精神障害者保健福祉手帳を取得した者のいずれかに該当する者である。

※この表は、平成30年6月1日現在の数値である。

(2) 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数

区分	①法定雇用率 未達成企業 の数	②不足数							③障害者の 数が0人で ある企業数
		0.5人 又は1人	1.5人 又は2人	2.5人 又は3人	3.5人 又は4人	4.5人以上 9人以下	9.5人以上 20人以下	20.5人以上 50人以下	50.5人 以上
規模計	509 (100.0%)	380 (74.7%)	84 (16.5%)	26 (5.1%)	13 (2.6%)	6 (1.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	309 (60.7%)
45.5～100人 未満	312 (100.0%)	297 (95.2%)	15 (4.8%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	281 (90.1%)
100～300人 未満	140 (100.0%)	68 (48.6%)	52 (37.1%)	16 (11.4%)	2 (1.4%)	2 (1.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	28 (20.0%)
300～500人 未満	31 (100.0%)	7 (22.6%)	7 (22.6%)	9 (29.0%)	6 (19.4%)	2 (6.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
500～1000人 未満	23 (100.0%)	7 (30.4%)	9 (39.1%)	1 (4.3%)	4 (17.4%)	2 (8.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
1,000人以上	3 (100.0%)	1 (33.3%)	1 (33.3%)	0 (0.0%)	1 (33.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)

注1 上段は企業数、下段は当該企業規模階級内における構成比。

2 ②欄の「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならぬ障害者の数である。

(3) 都道府県別の実雇用率等の状況

注 都道府県別の状況は、企業の主たる事務所(特例子会社等の認定を受けている企業にあっては、その親会社の主たる事務所)が所在する都道府県において、集計したものである。

都道府県名	実雇用率	(対前年増減)	法定雇用率達成 企業の割合	(対前年増減)	法定雇用率達成企業の数
全国	2.11	0.06	48.0	2.1	48,898 / 101,889
北海道	2.27	0.07	50.4	2.1	1,883 / 3,735
青森	2.29	0.06	55.1	2.2	546 / 991
岩手	2.27	0.05	56.6	1.6	576 / 1,018
宮城	2.11	0.06	50.4	1.2	788 / 1,564
秋田	2.14	0.07	60.4	2.4	463 / 766
山形	2.09	0.03	53.2	2.4	511 / 960
福島	2.11	0.07	54.7	1.6	801 / 1,464
茨城	2.14	0.07	50.4	0.7	811 / 1,609
栃木	2.07	0.07	56.3	1.4	706 / 1,253
群馬	2.14	0.08	56.0	2.6	869 / 1,552
埼玉	2.22	0.07	48.8	2.7	1,700 / 3,486
千葉	2.11	0.09	51.6	2.2	1,344 / 2,606
東京	2.00	0.06	32.0	2.4	6,788 / 21,184
神奈川	2.09	0.08	46.5	2.6	2,236 / 4,808
新潟	2.12	0.06	57.8	2.4	1,146 / 1,982
富山	2.08	0.04	56.1	1.2	602 / 1,074
石川	2.28	0.10	56.7	0.9	631 / 1,113
福井	2.35	△0.05	57.1	0.5	427 / 748
山梨	2.03	0.04	56.0	2.5	349 / 623
長野	2.17	0.03	58.1	1.6	989 / 1,701
岐阜	2.17	0.03	55.3	0.5	897 / 1,621
静岡	2.15	0.10	51.7	2.6	1,565 / 3,029
愛知	2.02	0.05	46.2	2.3	2,949 / 6,378
三重	2.26	0.06	58.3	0.2	712 / 1,221
滋賀	2.28	0.05	55.7	0.9	492 / 884
京都	2.23	0.10	52.6	3.1	991 / 1,884
大阪	2.08	0.07	43.1	2.1	3,561 / 8,261
兵庫	2.16	0.05	51.0	2.8	1,770 / 3,473
奈良	2.79	0.12	59.8	2.4	394 / 659
和歌山	2.46	0.10	62.1	3.4	385 / 620
鳥取	2.28	0.06	58.6	2.1	277 / 473
島根	2.49	0.09	69.5	3.6	401 / 577
岡山	2.45	△ 0.07	52.8	1.3	783 / 1,484
広島	2.18	0.02	48.1	1.0	1,136 / 2,361
山口	2.59	0.01	57.6	1.7	545 / 946
徳島	2.26	0.06	60.8	0.5	309 / 508
香川	2.05	0.10	55.7	2.3	483 / 867
愛媛	2.22	0.06	53.7	1.5	556 / 1,035
高知	2.36	0.06	61.5	1.8	326 / 530
福岡	2.12	0.05	50.6	1.5	1,987 / 3,930
佐賀	2.61	0.06	68.7	2.4	409 / 595
長崎	2.54	0.17	61.3	4.7	620 / 1,012
熊本	2.32	0.07	56.9	1.9	749 / 1,317
大分	2.58	0.12	62.3	2.9	536 / 860
宮崎	2.45	0.05	63.0	△0.6	523 / 830
鹿児島	2.40	0.06	60.4	1.3	775 / 1,284
沖縄	2.66	△0.07	59.3	1.6	601 / 1,013

(4) 特例子会社の状況

① 概況

区分	① 特例子会社 社数	② 法定雇用障害者 数の算定の基礎 となる労働者数	③ 障害者の数				F. 計 $A \times 2 + B + C +$ $(D - E) \times 0.5 + E$
			A. 重度身 体障害者 及び重度 知的障害 者	B. 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者である 短時間労働 者	C. 重度以外 の身体障害 者、知的障 害者及び精 神障害者	D. 重度以外 の身体障害 者、知的障 害者及び精 神障害者並 びに精神障 害者である 短時間労働 者	
民間企業	企業 4 (4) (	人 115.0 (98.0) (	人 27 (24) (	人 0 (0) (	人 61 (50) (	人 0 (0) (	人 115.0 (98.0)

注 1(1)①の表と同じ
※本表は、親会社分を含まない、特例子会社分のみを集計である。

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数					③知的障害者の数					④精神障害者の数				
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 $a \times 2 + b + c + d \times 0.5$	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 $a \times 2 + b + c + d \times 0.5$	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 $c + (d - e) \times 0.5 + e$		
民間企業	人 115.0 (98.0) (	人 1 (1) (	人 0 (0) (	人 0 (1) (	人 0 (0) (	人 2.0 (3.0) (	人 26 (23) (	人 0 (0) (	人 40 (36) (	人 0 (0) (	人 92.0 (82.0) (	人 21 (13) (	人 0 (0) (	人 21.0 (13.0)		

注 1(1)②の表と同じ
※本表は、親会社分を含まない、特例子会社分のみを集計である。

◎特例子会社制度とは
障害者雇用率制度においては、障害者の雇用機会の確保(法定雇用率＝2.2%)は個々の事業主(企業)ごとに義務づけられている。
その特例である「特例子会社」制度は、障害者の雇用の促進及び安定を図るため、事業主が障害者の雇用に特別の配慮をした子会社を設立し、一定の要件を満たす場合には、そ
の子会社に雇用されている労働者を親会社に雇用されているものとみなして、実雇用率を算定できることとしている。

2 三重県の地方公共団体等における障害者の在職状況

(1) 県の機関（法定雇用率2.5%）

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者 数の算定の基礎と なる職員数		③ 障害者の数				④ 実雇用率 $E \div ② \times 100$		⑤ 法定雇用 率達成機 関の数		⑥ 法定雇用率 達成機関の 割合
		A. 重度身 体障害者 及び重度 知的障害 者	B. 重度身 体障害者 及び重度 知的障害 者である短 務職員	C. 重度以 外の身体障 害者、知的 障害者及び 精神障害者 である短 務職員	D. 重度以 外の身体障 害者及び知 的障害者の うち、 G 、 H 、 I に該当する者	E. 計 $A \times 2 + B + C + (D - G) \times 0.5 + G$	F. うち新規 雇用分					
県の機関	3 (3)	5,510.5 (5,533.0)	55 (51)	2 (0)	52 (48)	6 (2)	0 (0)	167.0 (151.0)	4.0 (2.0)	3 (3)	3.03 (2.73)	100.0 (100.0)

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数				③ 知的障害者の数				④ 精神障害者の数			
		a. 重度身 体障害者 である短時 間勤務職員	b. 重度身 体障害者 である短時 間勤務職員	c. 重度以 外の身体障 害者である 短時間勤務 職員	d. 重度以 外の身体障 害者である 短時間勤務 職員	e. 計 $a \times 2 + b + c + d \times 0.5$	f. うち新規 雇用分	a. 重度知的 障害者	b. 重度知 的障害者 である短時 間勤務職員	c. 重度以 外の知的障 害者である 短時間勤務 職員	d. 精神障 害者である 短時間勤務 職員	e. 計 $c + (d - g) \times 0.5 + g$	f. うち新規 雇用分
県の機関	167.0 (151.0)	55 (51)	2 (0)	40 (41)	5 (1)	154.5 (143.5)	4.0 (2.0)	0 (0)	0 (0)	4 (4)	1 (1)	4.5 (4.5)	0.0 (0.0)

〔(1)①表の注〕

注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

注2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外身体障害者及び知的障害者並びにG欄(注4参照)に該当しない精神障害者である短時間勤務職員」については、法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントしている。

注3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員である。B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。

注4 G欄の職員とは、精神障害者である短時間勤務職員であって、次のいずれかに該当する者である。

①平成28年6月2日以降に採用された者であること
②平成28年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

注5 F欄のうち新規雇用分「は平成30年6月2日から令和元年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

注6 ()内は平成30年6月1日現在の数値である。

〔(1)②表の注〕

注1 ①欄の「障害者の数」とは②③④のe欄の計である。

注2 ②③a欄の「障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントしている。

注3 ()内は平成30年6月1日現在の数値である。なお、精神障害者は平成18年1月1日から実雇用率に算定されることとなった。

注4 ②③④f欄の「うち新規雇用分」は平成30年6月2日から令和元年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

注5 ②③のa、c欄及び④のe欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員であり、②③のb、d欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。

注6 ②③d欄の「重度以外身体障害者及び知的障害者並びに④e欄(注7参照)に該当しない精神障害者である短時間職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、e欄を算出するに当たり0.5カウントしている。

注7 g欄の職員とは、精神障害者である短時間勤務職員であって、次のいずれかに該当する者である。

①平成28年6月2日以降に採用された者であること
②平成28年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

(2) 市町の機関(法定雇用率2.5%)

① 概況

① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③ 障害者の数				④ 実雇用率 $E \div ② \times 100$	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合
		A. 重度身体障害者及び知的障害者	B. 重度身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員	E. 計 $A \times 2 + B + C + (D - G) \times 0.5 + G$		
					G. 精神短時間のうち〔注4〕に該当する者	F. うち新規雇用分		
市町の機関	機関 47 (47)	人 125 (119)	人 3 (3)	人 215 (181)	人 15 (11)	人 3.0 (2.0)	人 42.5 (22.5)	% 2.25 (2.44)
							機関 31 (35)	% 66.0 (74.5)

注 (1)①の表と同じ

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数					③知的障害者の数					④精神障害者の数						
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間勤務職員	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間勤務職員	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間勤務職員	e. 計 c+(d-g)×0.5+g	f. うち新規雇用分	
市町の機関	477.0 (428.5)	人 124 (118)	人 3 (3)	人 158 (134)	人 7 (6)	人 412.5 (376.0)	人 32.0 (16.0)	人 1 (1)	人 0 (0)	人 19 (15)	人 3 (1)	人 22.5 (17.5)	人 2.5 (1.0)	人 38 (32)	人 5 (4)	人 3.0 (2.0)	人 42.0 (35.0)	人 8.0 (5.5)

注 (1)②の表と同じ

(3) 県教育委員会の状況（法定雇用率2.4%）

① 概況

区分	① 法定雇用障害者 数の算定の基礎と なる職員数	② 障害者の数					③ 実雇用率 $E \div ① \times 100$
		A. 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者	B. 重度身体障 害者及び重 度の知的障 害者である 短時間勤 務職員	C. 重度以外 の身体障害 者、知的障 害者及び精 神障害者	D. 重度以外 身体障害者 並びに知的 障害者に精 神障害者で ある短時間 勤務職員	E. 計 $A \times 2 + B + C +$ $\{(D - G) \times 0.5\} +$ G	
					G. 精神短時間 勤務者うち〔注4〕に 該当する者	F. うち新規雇 用分	%
県教育委員会	12,431.0 (10,772.0)	70 (64)	9 (5)	127 (94)	15 (10)	2.0 (0.0)	2.29 (2.15)

注 (1)①の表と同じ

障がい者雇用推進プラン 2020

－三重県の障害者雇用率向上のための取組について－

三重労働局と三重県は、障がいの有無にかかわらず、誰もがいきいきと働くことが当たり前の社会を実現するため、令和2年6月1日現在の民間企業における障害者実雇用率が2.35%、達成企業割合が61.1%となること、三重県内の公的機関の法定雇用率達成を目標に、「三重県雇用対策協定」に基づき、より一層連携して次の取組を行います。

1 三重労働局と三重県との連携強化による取組

(1) オール三重による障がい者雇用の推進

- 「みえ県民カビジョン」第三次行動計画及び「みえ障がい者共生社会づくりプラン」に基づき、「三重県障がい者雇用推進協議会」において様々な意見をいただきながら、県民、企業、労働、福祉、教育等多様な分野の関係者と連携し、障がい者の雇用を一層促進します。
- 「ステップアップカフェ」や「三重県障がい者雇用推進企業ネットワーク」の活用などにより、障がい者雇用に関する理解を深める取組を進めます。
- 県・労働局幹部職員が市町と連携して雇用率達成に向けた理解促進のための事業所訪問を行います。

(2) 三重県内の公的機関の法定雇用率達成に向けた取組

- 三重県内の公的機関においては令和2年6月1日現在で法定雇用率の達成と、障がい者が十分に能力を発揮して働くことが可能となるよう、障がい者の雇用促進・職場定着の取組を進めます。

(3) 県内企業等に対する雇用支援・障がい者への就労支援の強化

- 障がい者就職面接会等を開催し、障がい者と企業を繋ぐ機会を設けるとともに、委託訓練、トライアル雇用、各種助成金の活用を通じて、一人でも多くの障がい者の就職の実現と未達成企業の雇用率達成に努めます。
- 地域の障がい者雇用の課題を分析し、企業向けセミナーの開催などによる人材育成、職場定着の支援、企業はじめ関係者間の情報交流など、連携した取組を強化します。
- 就職や職場定着に向けた情報共有ツール「就労パスポート」の普及啓発に努めます。
- 企業において、障がい者が希望や能力、適性を十分に生かし、いきいきと働き続けるための働きやすい職場づくりに繋がる取組を進めます。
- 精神障がい者のさらなる雇用・職場定着を促進するために、雇用への理解を深めるセミナーの開催や、企業等での委託訓練を積極的に活用した取組を進めるとともに、効果的な雇用管理システムの構築に取り組み、その成果を県内企業・市町等に展開します。
- これまでの今ある働き方に障がい者が合わせる雇用だけでなく、ICTを活用した在宅ワークや柔軟な勤務形態など多様な選択肢の中から、自らに適した働き方を選択できる環境整備の促進を図ります。

2 三重労働局とハローワークの取組

(1) 雇用率達成指導の強化

全ての雇用率未達成企業及び公的機関に対して、法的雇用の責務に関する指導を実施すると共に、関係機関と連携した支援（チーム支援）や障がい者雇用に向けた説明会、先進的事業所等への見学会、職務再設計や三二面接会の開催等、採用に向けた提案を行い、より多くの企業及び公的機関が早期に法定雇用率を達成できるよう支援します。

(2) 職場定着支援の強化

- ハローワークは、障がい者求人の開拓・確保、マッチングを推進すると共に、障がい者が職業生活に適應できるよう、障害者職業センターや地域の障害者就業・生活支援センター等と連携し、企業における採用から職場定着までをより積極的に支援します。
- 精神障がい者・発達障がい者の定着支援のため、職場における応援者を令和2年度中に500名養成することを目標に、「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」を開催します。

(3) 離職者の補充に関する雇用支援

ハローワークは、企業や関係機関との連携を密にして、離職者が発生した場合の補充採用など継続して雇用数を維持できるよう支援します。

(4) 今後の法定雇用率改定に向けての対応

法定雇用率の改定に伴い雇用率が未達成となる見込みの企業及び公的機関に対して、障がい者採用計画の前倒し等、積極的な雇用に取り組むよう周知・啓発を行います。

(5) 雇用の分野における障害者差別の禁止、合理的配慮の提供義務等について、様々な機会を通じて周知・啓発に努めると共に、障がい者からの相談・支援体制を整えます。

令和元年12月25日

三重労働局長 下角 圭司

三重県知事 鈴木 英敬